

**ゼロカーボンシティやお再エネ・省エネ推進事業補助金  
よくあるご質問とその回答**

| 項目   | No. | 質問   | 回答   |
|------|-----|--|--|
|      | 1   | 対象者の主な条件は何ですか。                                 | <p>(家庭用)<br/>         令和6年4月23日以降に、補助対象者が居住する市内の住宅又は住宅の敷地内（戸建て住宅のみ）に新たに太陽光発電設備等（太陽光発電設備・蓄電池・車載型蓄電池・充放電設備・高効率給湯器及び断熱窓（既存住宅での改修に限る））を購入・設置し、設置時点で八尾市に住民登録のある方が対象となります。補助対象設備の詳細については「ゼロカーボンシティやお再エネ・省エネ推進事業（家庭用）補助金交付要綱」をご確認ください。</p> <p>(事業者用)<br/>         令和6年4月23日以降に、補助対象者が市内の事業所において新たに太陽光発電設備等（太陽光発電設備・蓄電池・車載型蓄電池・高効率照明機器・高効率空調機器）を購入・設置し、大阪府の脱炭素経営宣言登録制度に基づく脱炭素経営宣言に係る認定を受ける（申請中でも可）とともに、ゼロカーボンシティやお推進協議会に参画している（申請中でも可）事業者が対象になります。補助対象設備の詳細については「ゼロカーボンシティやお再エネ・省エネ推進事業（事業者用）補助金交付要綱」をご確認ください。</p> |
|      | 2   | 既に契約・購入したものも申請できますか。                           | 令和6年4月23日以降の契約・購入分が対象です。令和6年4月22日以前の契約・購入分は対象になりません。   |
|      | 3   | 施工完了後に申請書を提出した場合、補助対象となりますか。                   | 原則として交付決定通知後の着手をおすすめいたします。施工完了後に申請書を提出したものについても、交付可能なものについては補助金の交付対象となります。   |
|      | 4   | 新築住宅や新規事業所に導入する場合も対象になりますか。                    | 補助対象となります（既存住宅断熱改修を除く）。ただし、本事業は単年度での事業完了ができるものを対象としているため、年度をまたぐ場合は補助対象外になります。  |
|      | 5   | 対象条件を満たせば何度でも申請できますか。                          | 本補助金は、同一年度内で1世帯又は1事業者につき、同種の補助対象設備について1回限りの申請となります。  |
|      | 6   | 補助対象設備を設置する住宅や事業所が自己で所有していないなくても申請できますか。       | 申請は可能です。ただし、申請の際に承諾書（様式第2号）の提出が必要です。また、申請者・領収書の宛名・口座名義人を同一の方としてください。ただし、家庭用の場合、申請者と同一世帯の方の氏名が添付書類に記載されている場合は、世帯全員の住民票の写しを合わせて提出すれば、申請が可能です。  |
|      | 7   | 本補助金と国の他の補助金との併用は可能ですか。                        | 同一の補助対象設備に対して本補助金以外の補助金（こどもエコ住まい支援事業、DR補助金、CEV補助金等）との併用はできません。   |
|      | 8   | 補助金の概算払いは可能ですか。                                | 概算払いはできません。  |
|      | 9   | 設置事業者の指定はありますか。                                | 設置事業者の指定はしていません。また、市が特定の設置事業者を勧めることも行っていません。   |
|      | 10  | 申請は郵送でも可能ですか。                                  | 郵送でも可能です。なお、書類に不備があった場合は再提出となることがあります。   |
|      | 11  | 家庭や事業所に導入する補助対象設備は中古品でも対象となりますか。               | 中古設備は補助対象外です。商用化され、導入実績があるものでなければなりません。  |
|      | 12  | 補助金で導入した設備は自由に撤去・廃棄できますか。                      | 交付決定者は、市の承認を得ずに耐用年数の期間内に補助対象設備を補助金交付の目的に反して担保に供し、使用し、売却し、譲渡し、交換し、貸与し、又は廃棄することはできません。これらの規定に従わない場合、交付金の返還が必要になることがあります。<br>詳しくはゼロカーボンシティやお再エネ・省エネ推進事業（家庭用・事業者用・PPA・リース用）補助金交付要綱（財産処分等の制限）をご確認ください。  |
|      | 13  | 年度内に事業の完了が間に合いそうにない場合、どのようにしたらよいですか。           | 令和7年2月末時点で補助対象設備の設置が完了していることが条件となります。ただし、工期が流れ込み、令和7年3月に事業が完了する場合は事前にご相談ください。その際、本市からの補助金の支払いが3月中に可能な場合、（変更・中止）承認申請書（様式第4号）をご提出いただくことになります。  |
|      | 14  | 補助対象経費は消費税込みか消費税抜きのどちらになりますか。                  | 消費税抜きになります。  |
|      | 15  | 既設機器の取り外し工事費等は対象となりますか。                        | 対象外となります。  |
|      | 16  | 古い補助対象設備の処分費は対象となりますか。                         | 対象外となります。  |
|      | 17  | ポイントやクーポン等の使用によって購入費が割引された場合、割引分も対象経費に含められますか。 | 割引分は対象外となります。対象経費は実支出額で判断するため、割引後の支払額を購入費用として計算します。  |
| 共通事項 |     |  |  |

|  |   |  |
|--|---|--|
|  | 18 購入に伴い付与されるポイントは購入費用から減額されますか。                              | 本制度では、支払金額に応じて付与されるポイントやクレジットカード会社等が実施する請求額の減額等については考慮しません。本体購入費用の実支出額で判断します。  |
|  | 19 分割払いの場合、今後の返済額も対象となりますか。                                   | 分割払いによる利払いがある場合、元金部分のみを対象とします。   |
|  | 20 八尾市内に居住していますが、八尾市内に別に住む親のために補助対象設備を導入しようと思います。補助の対象となりますか。 | 対象外となります。八尾市に住所登録のある方で、自らが居住する住宅に設置することが条件となります。自らが居住する住宅への設置でなければ補助の対象にはなりません。  |
|  | 21 マンションやアパートに補助対象設備を導入したいのですが、補助対象になりますか。                    | マンションやアパート等の集合住宅は補助対象外です。  |
|  | 22 申請者の氏名、領収書の宛名に記載されている氏名が異なりますが、申請できますか。                    | 申請者・領収書の宛名・口座名義人は同一の方である必要があり、申請はできません。ただし、申請者と同一世帯の方の氏名が添付書類に記載されている場合は、世帯全員の住民票の写しを合わせて提出すれば、申請が可能です。  |
|  | 23 申請用紙はどこで入手できますか。   | 八尾市電子申請システムによりオンラインで申請いただけます。また、八尾市のホームページから様式をダウンロードいただけるほか、八尾市立リサイクルセンター学習プラザめぐるにて配付しています。また、事業者用については、八尾商工会議所でも配付しています。   |
|  | 24 予算の上限に達した日に同時受付した申請はどうなりますか。                               | 予算の上限に達した日と同日の消印で複数の申請または同日に電子申請を受け付けた場合、残りの予算を被交付決定者で按分するなど、予算の範囲内で交付する予定です。該当の方には改めてご連絡いたします。  |
|  | 25 実績報告から交付額確定・補助金の振り込みまでには、どのくらいの期間がかかりますか。                  | 手続き状況にもよりますが実績報告書受付後から交付額確定までは1か月程度、補助金の交付までは2ヶ月程度となります。   |
|  | 26 電子申請したデータについて、修正することはできますか。                                | 審査が完了するまでの間であれば、申請の取り下げを行うことで、修正し、再申請することができます。  |
|  | 27 保証書の写しは販売店のものでも良いですか。                                      | 必ず製造事業者（メーカー）が発行した保証書の写しをご提出ください。  |
|  | 28 領収書を紛失した場合どうすれば良いですか。                                      | 紛失された場合は申請できません。再発行等については、購入された販売店等にお問い合わせください。  |
|  | 29 補助金の振り込みについて、申請者以外の名義の口座を指定できますか。                          | 申請者以外の名義の口座は指定できません。   |
|  | 30 交付対象は本体価格のみですか。  | 整備する設備にかかる調査・設計等や当該設備の整備に伴う付帯設備等は必要最小限度の範囲に限り交付対象に含めることができます。  |
|  | 31 補助対象設備をPPAやリースで導入するものについて、補助の対象になりますか。                     | PPAまたはリースによる契約の場合、太陽光発電設備のみ補助対象となります。  |
|  | 32 交付決定通知後、申請金額に変更が生じました。どのように手続きすればよいですか。                    | 申請金額に変更が生じる場合、お問合せください。<br>「ゼロカーボンシティやお再エネ・省エネ推進事業（家庭用又は事業者用）補助金（変更・中止）承認申請書（様式第4号）」をご提出ください。ただし、申請時より増額となる変更については、一度申請を取り下げいただき、再度申請いただきます。   |
|  | 33 太陽光発電設備の費用はどれぐらいですか。                                       | 2020年の平均システム費用は、10kW未満の新築設置において28.6万円/kWになります。太陽光発電協会をご参照ください。<br><a href="https://www.jpea.gr.jp/">https://www.jpea.gr.jp/</a>  |
|  | 34 申請に必要な設置図面はどのようなものですか                                      | 設置場所がわかる敷地全体の平面図、立面図に加え、自家消費していることがわかる電気系統図などを添付してください。  |
|  | 35 太陽光発電設備の補助対象経費には何が含まれますか。                                  | 太陽光発電モジュール・架台・パワーコンディショナー・その他の付属設備・設置工事にかかる費用（配線・配線器具の購入・電気工事等）など、太陽光発電システムを動かすために必要なものが含まれます。   |
|  | 36 屋上に太陽光発電設備を設置する場合、屋上防水工事は対象となりますか。                         | 屋上に太陽光発電設備を設置する際の屋上防水工事については、必要最小限の範囲（鉄骨材（架台支持材）の一定の周囲部分）を交付対象経費として計上してください。一定の周囲部分の具体的な数值は、工事の内容によって異なりますが、『公共建築数量積算基準』（国土交通省）等を参考とし、架台支持材より最大50cmまでを補助対象としています。なお、置き基礎架台で設置する場合は、屋上防水工事の費用は補助対象経費となりません。 |
|  | 37 カーポートへの太陽光発電設備の導入は対象になりますか。                                | カーポートへの設置は補助対象外となります。  |

|                       |    |   |   |
|-----------------------|----|---|---|
| 太陽光発電設備（家庭用・事業者用）について | 38 | FIT（固定価格買取制度）やFIP(Feed in Premium)とは何ですか。   | FIT:国が定める価格で一定期間、電気事業者が買い取ることを義務付ける制度。2024年度時点で10kW未満のFIT買取価格は16円/kWh FIP:FIT制度のように固定価格で買い取るのではなく、再エネ発電事業者が卸市場などで売電したとき、その売電価格に対して一定のプレミアム（補助額）を上乗せする制度。（50kW以下は対象外）  |
|                       | 39 | FITやFIPの活用は可能ですか。   | 本補助金で導入した太陽光発電設備ではFITやFIPの活用はできません。   |
|                       | 40 | 太陽光発電設備で発電した余剰分の電力を売電することは可能ですか。  | 太陽光発電設備で発電する電力量の一定の割合（家庭用：30%以上、事業者用：50%以上）を自家消費したあと、余剰分の電力については、売電することができます。ただし、FITやFIPの活用はできません。  |
|                       | 41 | 「太陽光発電設備で発電する電力量の一定の割合（家庭用：30%、事業者用：50%）以上とすること」とありますが、これはどのように確認すればよいですか。  | 自家消費率の確認方法については、本市ホームページに掲載している「太陽光発電設備自家消費率計算シート」を参考にご確認ください。なお、申請時には想定自家消費率がわかる資料、実績報告時には自家消費率の実績がわかる資料を添付してください。   |
|                       | 42 | 大阪府が実施している「太陽光パネル・蓄電池の共同購入事業」に参加登録しており、太陽光パネルの設置を今後検討しているが、その際に本補助金を活用することは可能ですか。   | 大阪府の当事業に登録されている方が、本補助金の申請を行い、活用することは可能です。   |
|                       | 43 | 店舗併用住宅に補助対象設備を導入する場合、補助対象となりますか。  | (家庭用)<br>店舗併用住宅に補助対象設備を導入する場合、店舗部分と住宅部分での電力契約が明確に分かれており、発電した電力を住宅部分で使用する場合は補助対象とします。なお、申請時点において、店舗部分と住宅部分の電力契約が分かれていな場合であっても、事業完了時（実績報告時）に分かれていることが書面で確認できる場合は補助対象となります。<br><br>(事業者用)<br>店舗併用住宅に補助対象設備を導入する場合、店舗部分と住宅部分での電力契約が明確に分かれており、発電した電力を店舗部分で使用する場合は補助対象とします。なお、申請時点において、店舗部分と住宅部分の電力契約が分かれていな場合であっても、事業完了時（実績報告時）に分かれていることが書面で確認できる場合は補助対象となります。 |
|                       | 44 | リースやPPAによる太陽光発電設備の設置は対象となりますか。  | リースやPPAによる導入も交付対象となります。詳しくはゼロカーボンシティやお再エネ・省エネ推進事業（PPA・リース用）補助金交付要綱をご確認ください。<br>なお、ファイナンスリースは交付対象ですが、オペレーティングリースは対象外となります。   |
|                       | 45 | リースやPPAによる太陽光発電設備の設置の場合、申請書の添付資料はどのようなものが必要となりますか。  | リースやPPAで太陽光発電設備を設置する場合、リース事業者、PPA事業者との契約書の写し等により、契約期間や契約者の情報が把握できる資料が必要になります。詳しくはゼロカーボンシティやお再エネ・省エネ推進事業（PPA・リース用）補助金交付要綱をご確認ください。   |
|                       | 46 | 太陽光モジュール（パネル）とパワーコンディショナーで能力値が異なる場合、最大出力はどういうように算出すればよいですか。   | 太陽光モジュール（パネル）とパワーコンディショナーの低い方の数値を採用してください。  |
|                       | 47 | 事業の完了のタイミングはどこで見ればよいですか。  | 補助対象設備の支払が完了した日となります。   |
| 蓄電池について               | 48 | どのような性能を満たす必要がありますか。  | 所定の性能表示がされたものであり、安全性・震災対策の基準を満たしたものであること。<br>メーカー保証及びリサイクル試験による性能の双方が10年以上のものであること。<br>詳しくは、環境省の実施要領（環地域事務第2403011号）の2. 交付対象事業の内容のうち、ア（イ）蓄電池の交付要件をご確認ください。  |
|                       | 49 | 家庭用の蓄電池について、補助対象となる機器を教えてください。<br><br>① 1,200,000円（工事費込み・税抜き）の4.9kWhの蓄電池について、補助の対象となりますか。<br><br>② 1,000,000円（工事費込み・税抜き）の10kWhの蓄電池について、補助の対象となりますか。 | 蓄電池（家庭用）は、14万1千円/kWh（工事費込み・税抜き）以下の設備が対象となります。<br>①<br>1,200,000 円 / 4.9 kWh ≈ 244,000 円/kWh<br>となり、上限額である14万1千円/kWhを超えているため、補助対象外となります。<br><br>②<br>1,000,000 円 / 10 kWh ≈ 100,000 円/kWh<br>となり、上限額である14万1千円/kWh以下のため補助対象となります。なお、この場合の補助額は333,000円となります。   |
|                       | 50 | 車載型蓄電池のみでの補助は対象となりますか。  | 補助対象外です。太陽光発電設備と同時に申請することが要件となります。  |
|                       | 51 | 既に太陽光発電設備を設置している場合で、車載型蓄電池のみを購入する場合は補助の対象となりますか。  | 補助対象外です。太陽光発電設備と同時に申請することが要件となります。  |

|                         |   |  |
|-------------------------|---|--|
| 車載型蓄電池<br>(家庭用)<br>について | 52 車載型蓄電池はどの車種でも対象となりますか。   | 外部給電が可能な電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車である必要があり、「CEV補助金」の「補助対象車両一覧」の銘柄に限ります。詳しくは、次世代自動車振興センターのホームページにてご確認ください。<br><a href="https://www.cev-pc.or.jp/">https://www.cev-pc.or.jp/</a>  |
|                         | 53 車載型蓄電池を導入した場合、いくらまで補助がありますか。   | 電気自動車を購入した際の例を下記に示します。<br>例) 希望小売価格 400万円 (蓄電容量50kWh)<br>本補助金は1kWhあたり2万円であるため $50\text{kWh} \times 2\text{万円} = 100\text{万円}$<br>ただし、車載型蓄電池の交付上限額は85万円であるため、交付額は85万円となります。 |
|                         | 54 CEV補助対象の原動機付自転車は対象となりますか。  | 原動機付自転車は補助の対象外となります。   |
|                         | 55 交付額算定に用いる「蓄電容量」は、単電池の定格容量を用いるのが適切ですか。  | 交付額の算定に用いる「蓄電容量」は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の値で、kWh単位で小数点第二位以下を切り捨てた値を用いるのが適切です。また、「初期実効容量」ではないことに注意してください。  |
|                         | 56 登録料など諸経費も補助対象となりますか。   | 補助対象となるものは、本体価格のみです。   |
|                         | 57 車載型蓄電池のリースは対象となりますか。   | 車載型蓄電池の場合、リースやその他申請者に所有権がないものは対象外となります。  |
|                         | 58 充放電設備のみでの補助は対象となりますか。  | 補助対象外です。太陽光発電設備及び車載型蓄電池と同時に申請することが要件となります。   |
| 充放電設備について               | 59 充電設備と充放電設備は異なる設備ですか。   | EVに充電する機能のみの設備が充電設備、EVから電気を住宅に送る（放電）機能と充電機能がある設備が充放電設備となります。   |
|                         | 60 充放電設備はどのメーカーでも対象となりますか。  | 「CEV補助金」で交付対象となる銘柄に限ります。次世代自動車振興センターのホームページにてご確認ください。<br><a href="https://www.cev-pc.or.jp/">https://www.cev-pc.or.jp/</a>   |
| 高効率給湯器について              | 61 30%以上省CO <sub>2</sub> 効果が得られるものとは、どのように確認すればよいですか。   | メーカーが作成したもので従来の機器と比較して、CO <sub>2</sub> 削減が30%以上であることを確認できれば、それを添付資料としてご提出ください。   |
|                         | 62 エネファーム、エコキュート以外の製品でも補助を受けることはできますか。  | 高効率給湯機器（ヒートポンプ式電気給湯器・エコキュート）については、従来の給湯機器等に対して30%以上省CO <sub>2</sub> 効果が得られるものが対象となります。<br>一方、コージェネレーションシステム（家庭用燃料電池・エネファーム）については上記条件はありません。                                |
| 高効率空調機器について             | 63 メーカーが作成したCO <sub>2</sub> 削減の30%の根拠資料を添付資料としていいですか。   | メーカーが作成したもので従来の機器と比較して、CO <sub>2</sub> 削減が30%以上であることを確認できれば、それを添付資料としてご提出ください。   |
|                         | 64 スポットクーラーは補助対象となりますか。   | スポットクーラーは補助対象外です。  |
|                         | 65 高効率空調機器について、室外機または室内機のどちらか一つの設置についても交付対象となりますか。  | 設備全体の更新を対象とした交付金であるため、空調機器の一部更新は本交付金の対象外となります。   |
|                         | 66 家庭用エアコンの耐用年数が6年だが、業務用エアコンの場合13年となる。事業者が事業所内に家庭用エアコンを設置した場合の耐用年数は6年でみることでよいか。                             | お見込みのとおりです。  |
|                         | 67 複数台の室外機を連結し、1つの系統（パッケージ）として設置される空調室外機について、補助の対象となるのは複数台か1台のどちらでしょうか。（例：室外機3台連結させたものを1つの室外機として販売されているもの。） | 設備の稼働や全体工事費等を鑑み、合理的であるという理由が説明できる場合は複数台で交付対象になります。   |
|                         | 68 新規で導入する機器も補助対象となりますか。  | 新規の導入も対象となります。この場合、30%以上省CO <sub>2</sub> 効果の比較対象として、業務用においては13年前、家庭用においては6年前の同規模の空調機器等を設定してください。   |

|             |    |  |
|-------------|----|--|
| 高効率照明機器について |    |  |
|             | 69 | 調光制御機能とはどのような機能ですか。  |
| 既存住宅断熱改修    | 70 | <p>調光制御機能を有するLEDとは、①スケジュール制御（予め設定したタイムスケジュールに従い、個別回路、グループ化又はパターン化した回路を自動的に点滅又は調光制御する機能）、②明るさセンサによる一定照度制御（明るさセンサからの信号により、予め設定した照度に調光制御する）、③在不在調光制御（人感センサ又は微動検知人感センサからの信号により、予め設定した個別回路を点滅又は調光制御する）のいずれかの機能を有するLEDのことと指します。</p>  |
|             | 71 | 窓の改修について留意すべき点はありますか。  |
|             | 72 | 補助対象となる窓かどうか確認する方法はありますか。  |
|             | 73 | 断熱改修の改修率とは何を指しますか。   |
|             | 74 | 集合住宅での改修は補助対象となりますか。   |
|             |    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・戸建ての専用住宅のみを対象としています。</li> <li>・建物全体の窓を改修する場合が対象となります。</li> <li>・申請者自身が常時居住する住宅であること（住民票の写しに示す人物と同一であること）。ただし、既存住宅を改修後に入居予定の場合は、改修後に当該住宅に居住し、実績報告において住民票の写しと登記事項証明書の写しを提出してください。令和7年2月28日までに住民票等の提出を行えない場合、交付決定の取り消しを行います。</li> </ul> |